

# まちづくり政策部の基本方針

(職員数は平成28年4月1日現在)

部局内の執行体制		
課名	課長名	職員数
まちづくり政策課	おのま たかし 小野 間 孝	19
交通政策課	くまざわ えいち 熊澤 栄一	9
開発指導課	かねこ ひろふみ 金子 博文	14
建築指導課	わたなべ ひろし 渡邊 浩	17

部局名 まちづくり政策部

部長名 なみば しゅうぞう  
難波 修三

交通政策  
担当部長 ふかかわ てつや  
深沢 哲也

## 基本方針

本市の自然、歴史、文化、産業等の特性を活かし、快適で安心・安全な住み良いまちづくりを進めるため、市民との協働を基本理念に、都市マスタープラン、景観計画、総合交通計画及び耐震改修促進計画等を計画的に推進するとともに、まちづくり条例及び景観条例等の適正な運用並びに総合的な交通安全対策等を推進します。

## 平成28年度の目標

- ① 「都市マスタープラン」のまちづくりの目標と将来像を実現するため、市民・事業者・行政が役割を担い、相互に連携し、計画的なまちづくりを推進します。
- ② 地域資源を活用し、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、「景観計画」に基づき、市民・事業者・行政が本市の多様な景観特性を共有し、協働の景観づくりに取り組みます。
- ③ 公共交通と自転車を中心とした人と環境にやさしいまちづくりを実現するため、「総合交通計画」に基づき、様々な交通施策を推進するとともに、交通安全など市民の安心・安全対策を推進します。
- ④ 災害に強いまちづくりを推進するため、「耐震改修促進計画」に基づき、建物の耐震化への支援や普及啓発に取り組みます。
- ⑤ 住民発意型の協働によるまちづくりや開発事業に係る協議・調整のまちづくりを推進するため、「まちづくり条例」の適正な運用を図ります。

## 主な事業

都市計画策定事業 (まちづくり政策課)	平成28年度の取組
	社会情勢の変化に対応するため、都市マスタープランの一部改訂を進めます。また、現状の土地利用に合わせるため都市計画基本図データの修正、第7回線引き見直しの手続き、及び都市計画決定されている長期未着手の公園・緑地について見直しの検討を進めます。
	最終報告 都市マスタープランの一部改訂は、素案を作成し都市計画審議会の意見聴取やパブリックコメント手続を実施しました。第7回線引き見直しは、縦覧等の手続を経て都市計画の変更を行いました。また、長期未着手の都市計画公園・緑地の見直しは、パブリックコメント手続を経て「都市計画公園・緑地の見直し方針」を策定しました。
景観形成推進事業 (まちづくり政策課)	平成28年度の取組
	景観計画及び景観条例による事前協議や届出制度により、届出者に対して、周辺景観との調和に配慮した建築物の配置や色彩、緑化の推進など、魅力ある景観形成に向けて指導助言を行います。また、平塚駅周辺の公共施設を対象とした既設の公共施設案内サインについて、サイン本体の修繕や表示内容の見直し等を行います。
	最終報告 景観条例等に基づく届出者に対し、周辺景観との調和や緑化推進などの誘導を行うとともに、ツインシティ大神地区の景観づくりに向けた「まちづくりガイドライン(素案)」の作成について、指導助言を行いました。また、公共サインの修繕等に向け「公共施設景観ガイドライン(歩行者系公共サイン)」を一部改訂しました。

主な事業	
総合交通計画運用事業 (交通政策課)	平成28年度の取組 交通安全対策の取組を推進するとともに、交通管理者等との協議を行い自転車通行帯の整備を進めるなど自転車を利用しやすい環境整備を推進します。また、「サイクル&バスライド」など交通事業者と連携し公共交通の利用環境の向上に取り組みます。
	最終報告 交通安全対策として、幅広い年齢層を対象とした交通安全教室を年間で215回、関係団体と連携した各種交通安全キャンペーンを年間で24回実施し、交通事故削減に取り組みました。また、自転車通行帯の次年度整備に向け、交通管理者や自治会等と協議するとともに、「サイクル&バスライド」は、1か所の供用を開始しました。
建物の耐震性向上促進事業 (建築指導課)	平成28年度の取組 改定した耐震改修促進計画の目標達成に向けて、耐震相談会などの啓発活動や避難路沿道建築物の耐震化等を促進します。また、木造住宅の耐震診断について、補助金制度の拡充を検討します。
	最終報告 木造住宅の耐震化支援として、相談会を行い、耐震診断に43件、耐震補強工事に13件、補助金を交付しました。耐震診断を義務付けた避難路沿道建築物については1件の交付決定をしました。また、木造住宅補助制度について、耐震診断費の全額補助を始め全般的な制度改正を行いました。
開発指導事業 (開発指導課)	平成28年度の取組 まちづくり条例施行規則について、庁内組織で検討を図り一部改正に向けた取組を推進します。また、都市計画法及びまちづくり条例に基づく開発行為・開発事業に対して適正な審査、許可、指導を行うとともに、違反案件に対して是正指導を行うなど、健全な都市環境と良好な生活環境の整備を図ります。
	最終報告 庁内組織により、課題の抽出、整理及び議論を重ね、規則を一部改正しました。また、都市計画法及びまちづくり条例に基づく申請に対して適正な審査、許可、指導を行い、違反案件に対しては電話や面談により是正指導を行いました。